

市内に農地を所有している方へ

農地の所有権の移転(売買等)や賃借権等の設定、農地の転用を行う場合は、農地法第3条、4条、5条に基づき農業委員会の許可が必要です。(農業委員会の許可を受けていない契約は無効となります。)

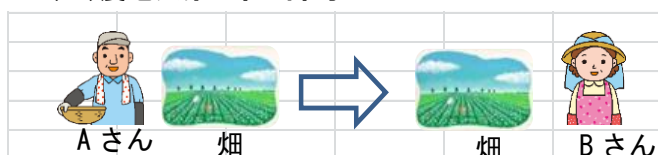
また、相続により農地を取得した場合も農業委員会への届出が必要です。

手続きに関しては、必要な提出書類が決まっておりますので、詳細は農業委員会農地課にお尋ねください。

なお、売りたい・貸したい場合に相手が見つけれられないなどお困りの際にも、農業委員会農地課にお気軽にご相談ください。

《農地法第3条、4条5条の内容》

(1)農地法第3条の許可



3条では、農地を売ることや貸すことを規制しています。

例えば、自分の農地を農地のまま他の農業を営んでいる方や、農業後継者に売る・貸す・贈与する場合です。

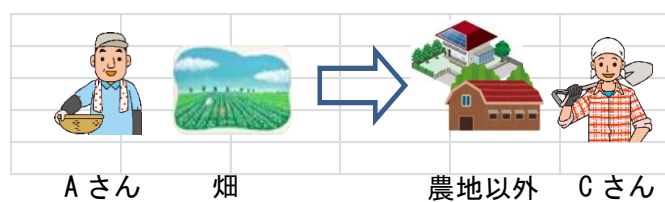
(2)農地法第4条の許可



4条では、農地所有者が自分の農地を農地外のものにすることを規制しています。

例えば、農地にコンクリートを敷いて駐車場や宅地として使用する場合があります。

(3)農地法第5条の許可



5条では、農地を農地以外にする場合で権利の設定や移転を伴うことを規制しています。

例えば、Aさんの農地をCさんが農業用施設を建設するための使用賃借権を設定して建設する場合や、親の農地に農業後継者が住宅を建設する場合です。